

## 令和2年度鳥取県環境影響評価審査会(第2回)次第

日時：令和2年8月3日(月) 午後1時から4時まで  
場所：鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館 講義室  
(鳥取市扇町21番地)

### 1 開会

### 2 議題

(仮称)北条砂丘風力発電所更新計画にかかる計画段階環境配慮書について

- (1) 前回審査会の質疑等概要
- (2) 審査会及び行政からの意見とそれに対する事業者の見解
- (3) 計画段階配慮書に対する知事意見の形成に係る検討

### 3 その他

### 4 閉会

#### 【資料】

資料1	令和2年度環境影響評価審査会(第1回)の質疑等概要
資料2	『計画段階環境配慮書』に対する意見・確認等(第1回審査会后)

(本件に関するお問い合わせ)  
環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 星見、丁田  
電 話：0857-26-7678  
ファクシミリ：0857-26-8194  
E-mail：kankyourikken@pref.tottori.lg.jp

## 令和2年度鳥取県環境影響評価審査会(第2回) 出席者名簿

### 鳥取県環境影響評価審査会委員

氏名	所属	役職	専門分野	出欠
重田 祥範	公立鳥取環境大学 環境学部	准教授	局地気象学、大気環境測定、生気象学	出
齋藤 光代	岡山大学 環境理工学部	准教授	水文学、沿岸海洋学、生物地球化学	出 (web)
梶川 勇樹	鳥取大学 工学研究科	准教授	河川工学	出
中村 公一	鳥取大学 工学研究科	准教授	土質工学、地盤工学	出
山本 敦史	公立鳥取環境大学 環境学部	准教授	分析化学、質量分析、新規化学物質	出
須崎 萌実	米子工業高等専門学校 物質工学科	助教	水質・底質の調査・分析	欠
佐野 淳之	元 鳥取大学 農学部	教授	森林生態系管理学	出
作野 えみ	一般財団法人 日本きのこセンター	主任研究員	微生物化学、生化学、菌類、きのこ類	出
須貝 杏子	島根大学 生物資源科学部	助教	島嶼、適応放散、木本植物、DNA解析、保全遺伝学	出 (web)
正岡 さち	島根大学 教育学部	教授	景観、住居学	出 (web)
仲田 優子	グリーンコープ生協とっとり	理事	自然との触れ合い活動	出 (web)
増本 年男	鳥取大学 医学部	助教	予防医学、神経科学、生理学	出
西村 正治	元 鳥取大学 工学研究科	特任教授	騒音対策	出 (web)

12名

(事業者)  
5名

所属	出席者
北栄町 環境エネルギー課	課長 藤江 純子
	地域エネルギー推進室長 山本 幸司
	地域エネルギー推進室 主幹 手嶋 仁美
株式会社東洋設計 (web参加)	エネルギー部 酒井 玲子
	エネルギー部 中野 靖幸

(県)  
14名

担当課	出席者
生活環境部	部長 池上 祥子
	次長 住田 剛彦
環境立県推進課(事務局)	課長補佐 星見 暢貴、衛生技師 丁田 充
星空環境推進室	課長補佐 吉田 篤史
低炭素社会推進課	係長 山川 涉
水環境保全課	衛生技師 岡本 将揮
循環型社会推進課	課長補佐 古川 義秀
住まいまちづくり課	係長 音田 由香里
緑豊かな自然課	係長 柴田 寛
中部総合事務所 生活環境局	課長補佐 畠山 恵介
農林水産部	
森林づくり推進課	課長補佐 中尾 和直
県土整備部	
河川課	課長補佐 横山 忠勝
地域づくり推進部 文化財局	
とっとり弥生の王国推進課	文化財主事 水村 直人

# 鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)(審査会規定抜粋)

## 第12章 鳥取県環境影響評価審査会

### (設置)

第40条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

### (組織)

第41条 審査会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

### (任期)

第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (特別委員)

第43条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第44条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第45条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第46条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

### (庶務)

第47条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

### (運営に関する細則)

第48条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

## 鳥取県環境影響評価審査会公開規程

平成12年9月12日  
鳥取県環境影響評価審査会

### (趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県環境影響評価条例第48条の規定に基づき、鳥取県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により調査審議に支障が生じると審査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、公開又は非公開の決定をするものとする。

- ① 希少な動植物に係るもの、企業秘密にかかるものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、調査審議を行う場合。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

### (公開の方法)

第3条 審査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴の定員は5人以上とし、会場の収容人員に応じて適宜増員するものとする。

### (傍聴の手続)

第4条 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で、できるだけ傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であることが予想される場合、前項によらず抽選により傍聴者を定めることができる。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の10分前から行うこととする。

### (傍聴要領)

第5条 傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

### (会議開催案内)

第6条 会議の開催を周知するための会議開催案内は、別紙2のとおりとする。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附則

この規程は、平成12年9月12日から適用する。

## 傍 聴 要 領

### 鳥取県環境影響評価審査会

#### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

#### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

#### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

## 令和2年度環境影響評価審査会(第1回)の質疑等概要

令和2年8月3日/環境立県推進課

## 【総括的事項】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	風車設置エリアとして示されている区域(緑色の範囲)について、山陰道(北条道路)の建設予定地は除いているのか。 (中村副会長)	風車設置エリアは山陰道(北条道路)の設置予定地も含んで記載している。
2	東側に住宅地があるとのことだが、西側に設置を行うように考えているのか。 (作野委員)	そのとおりに考えている。東側は住宅が近接しており、今後、環境影響を検討した際にこの地域に影響があるとした場合は西側に設置することになるので、西側に広く用地をとっている。
3	複数案の設定について、ゼロオプションの可能性も考えられるとの記載がある。ゼロオプションであれば更新する必要が無いと読めるが、その点についての考えは。 (星空環境推進室)	位置、規模の複数案については、現在絞り込みの過程で、それ自体が複数案と考えている。ゼロオプションの可能性については住民代表と有識者を交えた風力発電設備の更新検討会を設置して方針について検討しているところなので、検討の課程でゼロオプションの可能性はないことはない。
4	既存の風車は15年が耐用年数だったのか。今後作るものも15年以上にわたるものなので、長期の環境影響について検討していただきたい。 (梶川委員)	長期の環境影響については検討していく。既設の風車は法定耐用年数が17年で、風車の維持補修費の増大や老朽化に伴い停止せざるを得ないような状態になる可能性もあり、今のうちから更新の計画をしたいということで環境影響評価の手続に着手したところ。
5	たくさんの区域が書かれていない、足りない等の指摘があったが、次回には重なった図を見せてもらえるのか。 (中村副会長)	次回には、海岸保全地域と景観形成区域については地図に落とし込みたいと思う。  <b>【事業者補足】</b> 別紙①のとおり作成したので御確認をお願いしたい。
6	地図で要望だが、色弱で全く見えないので見やすくしていただきたい。 (増本委員)	相談させていただきたい。  <b>【事業者補足】</b> 修正サンプルとして別紙③のとおり作成したので御確認をお願いしたい。凡例模様の変更と凡例数字の図中への拡大表示等により改良。すぐの修正が難しいため、本日の委員の皆様のお意見を頂戴し、更に修正を重ねたい。
7	工事の影響については、計画の熟度が低いため、今後検討とあるが、工事の影響はかなり大きいと思うが、この影響の評価についてはいつごろ示すことができるのか。 (佐野会長)	配慮書段階では、場所の検討に重きを置いており、風車設置エリアの中でどこを造成するのか等細かな計画が練り切れていない。今回はまずは、配置エリアの中で環境配慮を検討しているが、これから方法書段階において、工事の計画も含めて検討を進めていく中で、工事の影響についても検証していきたい。

【大気質、騒音・低周波音、振動】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	<p>現状で、風車による騒音や低周波や影による問題は起こっていないのか。 (増本委員)</p>	<p>騒音については、建設当初に近隣の住宅地から数件苦情が来ている。ただし、音の大きさとしては風車の南側を通っている国道9号線を通る大型車両の走行音の方が大きい状況なので定期的な風きり音については、耳が慣れるとそこまで公害となるような苦情には至っていない。</p> <p>低周波音については、不安なところはあるようだがそれ自体についての苦情は入って来ていない。</p> <p>風車の影については、いわゆるシャドーフリッカーと呼ばれるものについて、ブレードの下に砂丘の畑があり、作業中特に夕方の西日の影が長くなる時に、影が回っていることにより少し気分が悪くなるというようなことはあるようだが、慢性的にということではないので、あまり大きな苦情としては入って来ていない。</p>
2	<p>今回設置されているものが大きくなるので、影響が出る人も多くなると思うので、そのあたりも踏まえて考えて影響が最小化できるようにした方がよい。 (増本委員)</p>	<p>十分配慮する。</p>
3	<p>平成 29 年に環境省が発行した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」によると、「指針値は残留騒音 +5dB とする。(ただし、下限値は地域によって35dB または40dB)」とある。これまでの一般的な風車のデータによると、風車から500m 以内のところでは、この指針値を満たすのはなかなか難しい。今回の計画では、500m 以内のところにも多数の民家があるので、懸念している。</p> <p>そこで、既設の風車の残留騒音と風車騒音を計測し、現状を把握するとともに、その結果に基づいて新設風車の環境予測を実施すべきと考える。</p> <p>ここで特に問題になるのは、残留騒音の評価。国道 9 号線の車両走行音を一過性の特定騒音として残留騒音から除外するのか、定常的な音として残留騒音に含めるのかによって、残留騒音値がかなり変わると考えられる。今後この点を十分留意して騒音計測を実施していただきたい。 (西村委員)</p>	<p><b>【事業者補足】</b> 今後の調査においては、既設風車に関する On/off 調査の実施を検討しているところであり、この結果を参考にしながら、新設風車による影響の予測評価及び新設風車の配置を検討する計画である。</p> <p>一般国道 9 号の騒音については、今後、現地での交通量や学識経験者へのヒアリング等を踏まえて残留騒音に含めるか検討する。</p>
4	<p>既存の風車についてのアセスメントとそれに対する計測結果の評価は行っていないのか。やっていないのであれば是非やるべきと考える。 (西村委員)</p>	<p>騒音の測定等については行っているが、正式な測定、評価は行っていない。</p> <p><b>【事業者補足】</b> 今後検討していく。</p>
5	<p>騒音や低周波について、事業者側でデータは持っているのか。 (佐野会長)</p>	<p>事業開始後に任意で騒音の調査は行っているが、暗騒音の測定等は行っていないので、今後更新計画での環境影響評価と併せて検討していく。</p>
6	<p>騒音や超低周波について動物への影響はないのか。既存の施設で生息している動物に変化があったことや、周囲の住宅のペットに影響があった等の事例、又はそれが起こりえないという確認や検討はされたのか。 (増本委員)</p>	<p>動物については、既設の風車でそのような事象の報告はない。また、鳥取県企業局で設置している風車は、風車の下に家畜の試験場があるが、そうした牛などに影響が無いことを見ると動物に関しては影響がないものと考えている。</p>

7	<p>R8年度目標で山陰道(北条道路)の整備はほぼ確実の状況だが、配慮書手続きでは不確実性が一定程度あるなかの程度を整理することになっている。風車の位置、規模を検討する中で国道9号線の北側か南側かである程度いろいろな影響が変わってくると思うが、その不確実性の整理が無いと思うがその点についてはどのように考えているか。</p> <p>例えば、風車が国道9号線の北側に設置して騒音が発生した場合、高架になる部分など山陰道(北条道路)の起伏により騒音が増大したり減衰したりして影響が変わってくるこの影響が考えられると思う。</p> <p>(星空環境推進室)</p>	<p>山陰道(北条道路)の整備による影響は考えられると思うが、現時点では山陰道(北条道路)の基本設計がまだできていない段階ということで不確実としている。</p>
8	<p>国交省の資料の中で基礎的な概要案は出ていたと思うので、その中でわかる範囲で不確実性を整理すべきだと考えるがその点についての考えはどうか。</p> <p>(星空推進施設)</p>	<p>確かに概要案ということで出ているが、そのあたりについては配慮をしながらの検討になってくると思う。</p>
9	<p>方法書の段階ではその点についてある程度整理されるとの理解でよいか。次の段階には工事の影響の検討も入ってくるが、山陰道(北条道路)の工事がかぶってくると騒音の予測が変わってくると思うので、その点を含めて不確実性の整理を行った方がよいと考える。</p> <p>(星空環境推進室)</p>	<p>今後整理し、しっかり検討していきたい。</p>
10	<p>島根県の事例だが、個人差もあると思うが、5km 離れたところでも音が聞こえたりという話も聞く。ガイドラインに沿ってということではなくて、騒音についてももう少し広い範囲で検討してもらえたら住民も安心すると思う。ヨーロッパ等では12kmほど離れていないとだめという国もあるので、暮らしに関わる範囲をお願いしたい。</p> <p>(正岡委員)</p>	<p>音については距離だけでなく、小さい音でも不快に感じられたりと個人差があるので、周辺の住民の方の意見を十分に聞きながら配慮していきたい。</p>

### 【水質、底質】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	<p>要約書p28について、地下水の継続調査で2カ所が環境基準を超過しているとあるが、この理由は。</p> <p>(梶川委員)</p>	<p>地下水については、北栄町地内で毎年県が水質調査を行っており、この中で H30 年度に一番西側の地域で環境基準に適合していない値が検出されたが、おそらく周辺の畑地の農薬由来で、風力発電施設が関係していないもの。</p> <p><b>【水環境保全課 補足】</b></p> <p>県で地下水の概況調査を行っており、対象区域の西側(北栄町西園)において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目が基準超過をしている。砂丘地域での農業地であり施肥の影響ではないかと考えており、風車との因果関係は見いだしていない。同地点では現在も継続調査を行っているが、同じく砂丘地域では北栄町下神という地域で同項目の基準超過があったが、現状では落ち着いてきている。</p>



【動物・植物・生態系】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	既存施設の設置の前と後でバードストライクや鳥類の死骸が増えたという報告は出ていないのか (重田委員)	バードストライクであろう死骸は何羽か発生している。ただし大量にはない。年間数羽程度。
2	天神川の河口には大きな砂州ができていますが、アジサシ等がよく来る営巣地になっていると思うので、工事を行う際には考慮すべき。 (梶川委員)	資材の搬入ルート等について、日本野鳥の会の鳥取県支部と情報交換した上で行っていきたいと考えている。
3	要約書のp71 表4.3.5-5で示す有識者のヒアリング結果で上げられている種について、要約書p69 表4.3.5-2であげている重要な種に入っていないものがある。例えば、ハマナス(鳥取県の絶滅危惧種2類に指定)など。このヒアリング結果についてはどのように反映していくのか。 (須貝委員)	鳥類及び植物について、地域の重要な植物、鳥類の生息・生育環境に関する情報をあらかじめ収集することと、方法書に向けた調査の適地という観点から、倉吉博物館にヒアリングを行っており、この結果を方法書での調査方法に反映していく。ヒアリングで得られた重要な種、重要な環境については環境配慮の今後の方向性の検討に反映する。(委託業者)  <b>【事業者補足】</b> ヒアリングは、倉吉博物館を通じて有識者(倉吉自然科学研究会)に対して実施。
4	北条砂丘は砂浜が広がっており、砂浜の海岸植生は重要なので、海岸植生の調査をしっかりと生態系が守られるように検討してほしい。 (須貝委員)	砂丘植生が非常に重要であることは認識している。学識経験者からもっと情報を収集して今後の検討を進めていく。 (委託業者)
5	北条川の河口付近のハマナスや由良川以西に重要な植物があると記載しているが、それ以外についても調査を行うか。 (佐野会長)	そのように考えている。
6	色によってバードストライクに違いは出るというデータはあるのか。 (佐野会長)	資料は持ち合わせてないが、色による違いはないと聞いている。以前に伺った話では、的のような形で色をつければ一時的にはバードストライクの回避の効果があるようだが、ある一定時期を超えると慣れて効果がなくなるらしい。

【地形・地質】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	海岸法に基づく海岸保全区域が事業計画地の東側に存在する。その背後地には飛砂防止保安林が設けてある。今後こうしたところを開発すると位置づけられているが今後可能性はあるのか無いのかしっかりと検討した方が良い。 (河川課)	海岸保全区域については記載していないので今後検討していきたい。 飛砂防止保安林については、森林地域に保安林を含むとあるのでそこで読み取っていただきたい。  <b>【事業者補足】</b> 開発については、今後関係機関と調整し検討していきたい。
2	事業主体が町になるか民間になるかによって保安林解除できるか否かが変わってくる。解除に迎える可能性があるが、民間が運用主体になった場合は、保安林解除が原則できないため注意が必要。 (森林づくり推進課)	十分配慮したい。
3	既設の風車は、北条砂丘の改変を行って設置したのか。 (中村副会長)	現在の砂丘畑部分は北条砂丘となるので、改変したということになる。

4	<p>既存の施設の基礎はどのくらいの大きさか。既存の施設と新設の施設では、風車の数は減るが、基礎の占める面積は大きくなるのか。</p> <p>(作野委員)</p>	<p>既存施設の基礎は、正確な値は持ち合わせていないが10m×10m 程度。基数自体は減るが1基あたりの基礎の面積は増えるので合計面積では大きくなるかもしれない。</p> <p><b>【事業者補足】</b> 既設施設の基礎は、最大 13.5m×13.5m で合計面積は1,410m<sup>2</sup> となり、基礎の占める面積は大きくなる。</p>
---	---	--

### 【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	<p>風車の色彩について、周囲の環境になじみやすい色彩にすると記載があるが、現在の白とオレンジのような色と異なったものになるのか。</p> <p>(中村副会長)</p>	<p>周囲となじむとなるとグレーがかった白色となるので、現状と同様な色彩になるかと思う。現在ブレードの先端にあるオレンジ色については航空法に基づき、障害灯の代わりに着色しているもの。</p>
2	<p>山陰道(北条道路)は高架が高く、近くに風車ができた場合、交通に対しての影響はどうか。</p> <p>(増本委員)</p>	<p>風車が風を発生させることはないので横風が発生することはないと思うが、近くでブレードが回るので、視覚に入ってきて支障があるかもしれない。国交省と協議して設置場所等検討していきたい。</p>
3	<p>新設する風車は、夜間の点滅灯は現状と同じか。琴浦町は白色が点滅しているが、個人的には怖かった。高さも1.5倍となるということで、巨像恐怖症の方は恐怖を感じると思うがどうか。</p> <p>(重田委員)</p>	<p>航空障害灯は、一定の高さの建造物は航空法により高さを知らせるための点滅する光やブレードの先を赤色にするということが必要。既設の風車は赤色灯を設置しているが、隣接の町では白色灯を設置している。これについては色の違いはあるが同じようなタワーのナセルに設置する予定。</p> <p>光の色の具合によっても感じ方があると思うし、1.5倍ということで今より威圧的になる。不安を感じられる方もおられると思うので、一緒に生活される方の意見は、住民主体の検討会の中でしっかりと意見を聞いていきたい。</p>
4	<p>景観において、とても気になるから風車を小さくしてほしいと住民から要望があったら小さくする可能性はあるのか。</p> <p>(中村副会長)</p>	<p>現実的に 1500kW 級のサイズを製造しているメーカーがなく、陸上風力を設置する場合は大型化せざるを得ない現状。なるべく影響がない場所への設置を検討したい。</p>
5	<p>エリアの一部が北条砂丘景観形成区域の重点区域となっている。現状把握に落とし込まれていないので、きちんと把握した上で施設の位置等を検討してほしい。また道から見える景観や、住宅から見える景観も重要なのでその点も配慮いただきたい。</p> <p>(住まいまちづくり課)</p>	<p>景観については十分に配慮していきたい。</p>
6	<p>一番近くに青山剛昌ふるさと館があるが、主要な眺望点に入っていないのは何故か。</p> <p>青山剛昌ふるさと館の周辺では、長いもマラソン等イベントもある。散策をされる方も多くあり、そこからの眺望は大切と思うので景観の面で配慮していただきたい。青山剛昌ふるさと館を訪ねてきた人の動き等も考慮していただきたい。</p> <p>(正岡委員)</p>	<p>青山剛昌ふるさと館は屋内施設。屋外のものについての配慮の対象にならないと考えている。景観については距離の遠い近いにかかわらずいろんな面で検討したいが、予測地点については主要な眺望地点からの可能性としての調査ということで御理解いただきたい。</p>
7	<p>ハワイ風土記念館は屋外で活動する場所があるという理解になるのか。</p> <p>(正岡委員)</p>	<p>屋外から景色が見える。屋内はもちろん、屋外に展望台もあることから屋外施設を予測地点としていると考える。</p>

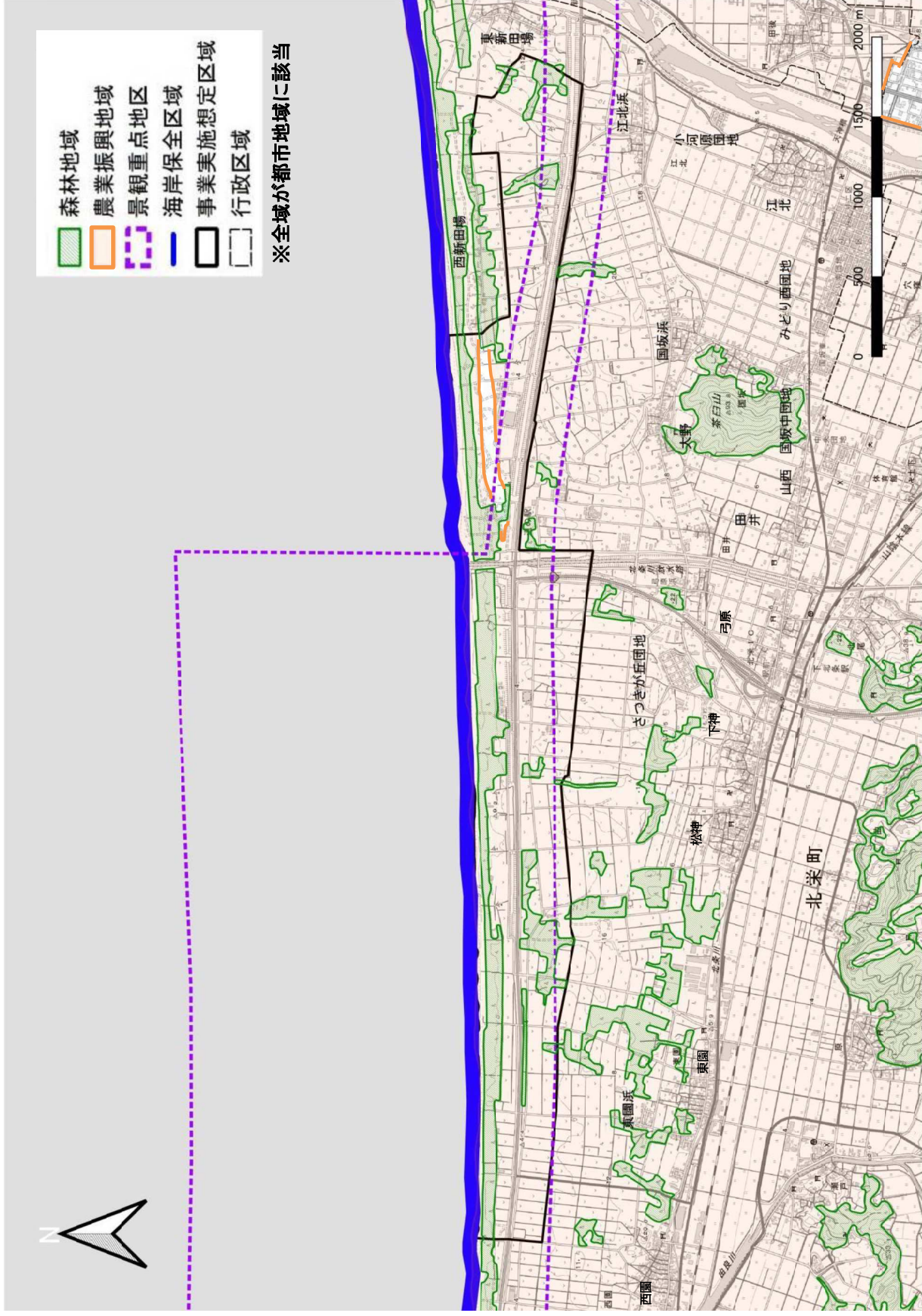
8	<p>配慮書 122 ページに学校等特に配慮が必要な施設の記載があるが、こちらは事業実施区域からという記載になっている。188 ページ、こちらは風車の設置エリアから 2km となっている。特に配慮が必要な施設が 6 個くらい減っている。その内訳を表にさせていただきたい。122 ページでは 25 施設、こちらは表になっているが、190、1 ページではどこが該当しているかわからない。併せて、最も近い住宅が事業実施区域では 50m とあるが、風車設置エリアからになると、元々住宅がないとはあるが、実際どこが一番近くの住宅になるのか。</p> <p>(星空環境推進室)</p>	<p>189 ページは施設数の表示のみになっているので、その辺り 122 ページと同じように施設への影響がわかるように検討したい。住宅についても同様に検討したい。</p> <p><b>【事業者補足】</b> 事業実施区域には住宅がないため、風車設置エリアからの最寄り住宅は事業実施区域からの最寄り住宅と同じである。</p>
9	<p>この度の事業者は北栄町ということで、すごく身近でいい意味でも悪い意味でも住民と近い関係。最初に環境政策のシンボルとおっしゃっていたが、地域の人たちはこの風車を不快に感じているのか誇りに思っているのか。特に子供達はどうか。</p> <p>(佐野会長)</p>	<p>実際にアンケートをしたわけではないが、総合計画であるまちづくりビジョンの中でも町民の意見として、北栄町で他地域の皆さんにお知らせしたいものとして北条砂丘風力発電所があげられている。毎年小学 4 年生を対象に環境学習をやっており、風力発電の説明等行っている。興味を持って見ていただいていると思い、そうした意味では北栄町民の環境施策のシンボルとしての存在は、行政だけの思いではないのではないかと思う。</p>

### 【その他】

No.	質問・意見概要	審査会における事業者の回答
1	<p>天神川と北条放水路及び9号線に挟まれた地域については、洪水時には水が漏れやすい土地。低水地であり、洪水時には水が長時間滞留する場所だと思うが、風車が長時間洪水流にさらされている時に塗装が溶出してそれが地下浸透するとどのように流出するのか考えておく必要があるのではないか。</p> <p>(梶川委員)</p>	<p>二次災害が発生しないように、基礎の施工や設備の設置については十分に検討していく。ただし、国土交通省のハザードマップでは、一番北の海岸線沿いは、天神川が氾濫した場合の浸水地域とは若干ずれているので、それにより塗装が水に浸出して悪影響を及ぼすとは考えづらいと考えている。また、基礎部分が1m くらいの高さがあるのでその点でも安全だとは思っているが、現在はどのような災害が起こるかわからないので施工にあっては配慮していきたい。</p>
2	<p>建設予定地は海沿いの土地だが、建設予定地は砂地なので、津波が発生した際に、基礎がしっかりしていないと風車の周りが洗掘されて倒れてしまう可能性があるかもしれないので検討した方がよい。</p> <p>(梶川委員)</p>	<p>施工にあっては配慮していきたい。</p>
3	<p>地盤沈下に関して、水準測量が行われていないとのことだが、平成28年の鳥取中部地震の後に堤防が沈下していないか調査をされているはず。氾濫浸水のデータ(ハザードマップ)が平成30年に公開されたと思うが、それが地震の影響が考慮されたデータなのか確認したほうがよい。地震後に地盤がどの程度沈下しているのかを考慮して設計を行った方がよい。</p> <p>(梶川委員)</p>	<p>H28 年の地震後に海岸での測量調査が行われているのか把握していないので、確認しながら調査は進めたい。</p>
4	<p>冬期に降雪や海からの水蒸気がブレードに氷結して、落下してものに当たったという報告は無いか。新設する設備はローター径が約1.5倍なので、現状で国道9号線に届いていないものが届いてしまう可能性はないのか。</p> <p>(重田委員)</p>	<p>既設の風車について落水、落雪は発生している。風の無い時に雪がブレード及び機体に積もって氷になり、そのまま運転を開始して近くの畑に落ちるということは起きている。ただし、人に当たる等の大きな事故は起きていない。</p> <p>運転をしなければ落ちていくので、現状ではブレード等に着雪や着氷が生じている際には運転を止めて対策をとっている。更新後はブレードも大きくなり威力は増すと思うが、同様に運転を止めることで事故を防ぐことができると考えている。</p>

5	<p>落氷を防ぐための運転停止については、どのような基準で誰が判断しているのか。 (重田委員)</p>	<p>運転管理については町の職員が行っており、降雪時には着氷があったとして、溶けて落ちるまで運転を停止している。</p>
6	<p>建設予定地周辺は今後山陰道(北条道路)が整備される予定だが、どの程度の距離を開ける必要がある等の基準はあるか。 (中村副会長)</p>	<p>国交省に確認したが、明確な基準はないとのこと。ただし、実際にはいろいろと配慮が必要だと考えている。</p>
7	<p>今想定している風車は、すでに稼働している同型機は国内であるか。若しくは同じくらいの規模の風車が稼働しているところはあるか。 (中村副会長)</p>	<p>把握していないだけかもしれないが、今時点で国内で3000kWの風車はないのではないかなと思う。これから導入される陸上風車は3000kW以上を検討されているところはある。</p> <p><b>【事業者補足】</b> 現時点においては、国内ではわずかではあるが3000kW以上の風車が設置されている。また、これから導入される陸上風車は3000kW以上の風車を検討しているサイトがほとんどである。</p>
8	<p>エリア全般的に農業振興地域並びに農地だが、北栄町の担当課とはどの程度協議をされているか。 (経営支援課)</p>	<p>まだ設置位置が決まっていないため、詳細協議はしていないが、風車の更新計画については町として横断的に周知している。</p>
9	<p>説明の冒頭で収支について述べられていたが、基数を少なくする中で、売電価格も下がっていると思うが今後の事業の収支予測はどうか。 (佐野会長)</p>	<p>今のFITの固定価格を使えば、収支はトントンになるのではないかと予測している。</p>
10	<p>陸上に風車を建てるのは環境に対する影響が大きいので、洋上風力やブレードのない風車については検討したか。 北栄町はせっかく先進的な取組をしているので、海外の事例も勉強しながら事業を進めてもらいたい。 (佐野会長)</p>	<p>詳細検討までに至っていないが、方針協議の段階では話が上がった。ただ洋上風力で安定的に対応している事例がないということ、海上でのメンテナンスを考えると陸上風力での再整備とすることが現実的という結論に至った。新技術であるブレードのないものについても同様に、大型風車での導入実績が無いため検討していない。</p>

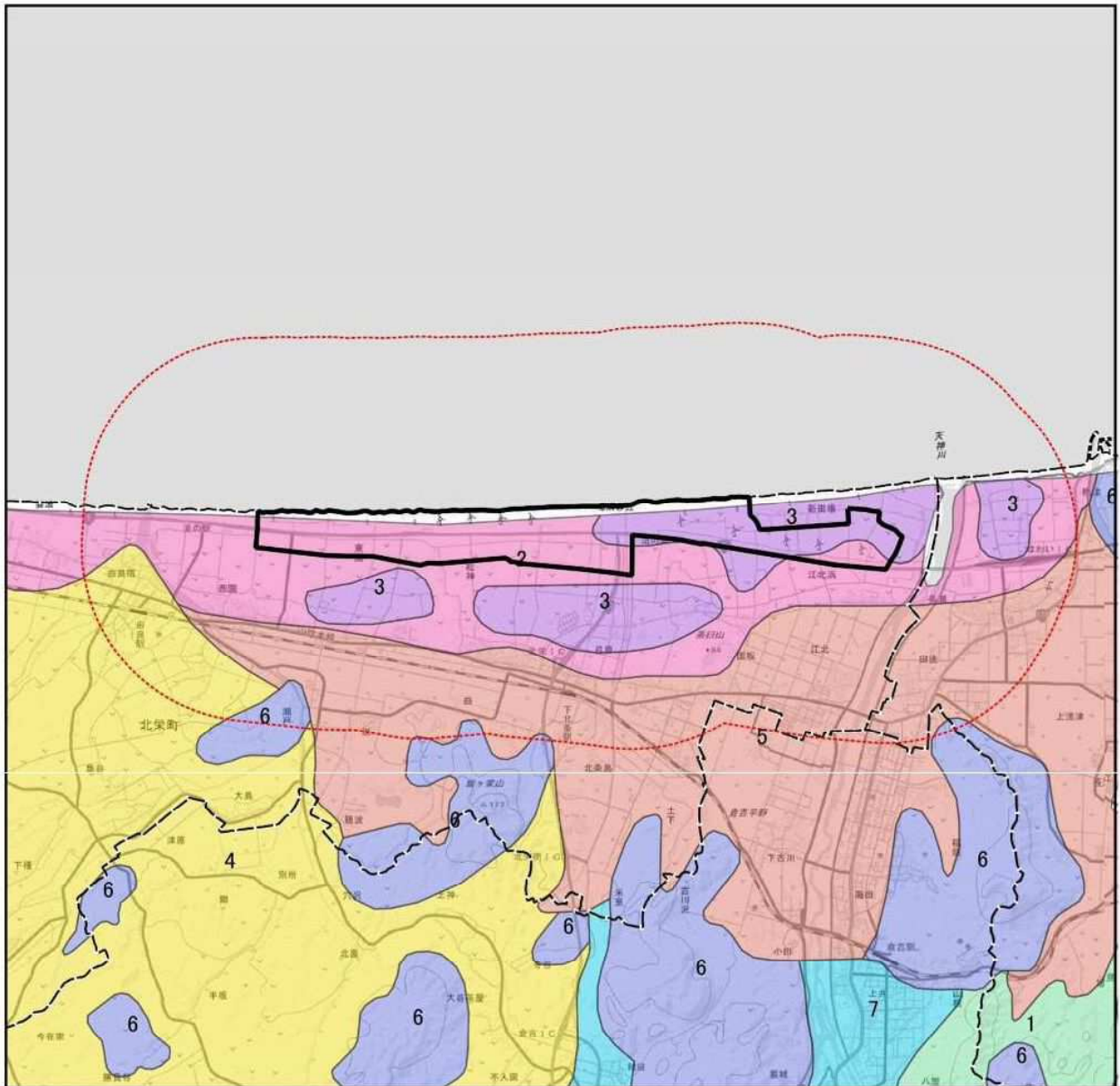
# 事業実施想定区域及びその周囲の概況(5)



下表において褐色で着色した施設は、配慮書 190 ページにおける図 4.3.3-1 において、風車設置エリアから 2km 外となっており、検討対象外とされたものである。

区分	図中No.	施設名	所在地	事業実施想定区域からの距離(km)
教育施設	1	羽合小学校	湯梨浜町はわい長瀬535	1.78
	2	大栄小学校	北栄町由良宿213	1.89
	3	北条小学校	北栄町国坂680	1.62
	4	大栄中学校	北栄町由良宿340	1.64
	5	北条中学校	北栄町土下100-1	1.85
	6	鳥取中央育英高等学校	北栄町由良宿291-1	1.49
医療施設	1	(医) 専仁会信生病院	倉吉市清谷町1-286	1.95
社会福祉施設	1	社会福祉法人みのり福祉会北栄みのりデイサービスセンター	北栄町東園218-1	1.00
	2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会デイサービスセンターだいえい	北栄町瀬戸29-9	1.65
	3	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会北条デイサービスセンター	北栄町土下118-5	1.86
	4	北条こども園	北栄町国坂680	1.61
	5	アロハデイサービスセンターあずま園	湯梨浜町水下166-1	1.72
	6	シニアコートゆりはま	湯梨浜町田後224-1	1.38
	7	デイサービスセンターくるみの木	北栄町松神145-1	1.17
	8	べるびゅー大栄サービス付き高齢者向け住宅	北栄町六尾604-1	1.90
	9	べるびゅー大栄デイサービス楽園	北栄町六尾2005	1.94
	10	べるびゅー大栄夢の園	北栄町六尾2006	1.97
	11	べるびゅー大栄太陽の園	北栄町六尾1000	1.90
	12	北栄デイサービスセンターあずま園	北栄町東園331-1	0.97
	13	大誠こども園	北栄町瀬戸38-1	1.46
	14	由良こども園	北栄町由良宿1802-1	1.67
	15	たじりこども園	湯梨浜町田後781-2	1.24
	16	ながせこども園	湯梨浜町はわい長瀬544	1.73
	17	セラトピア	北栄町瀬戸45-2	1.45
	18	ル・サンテリオン北条	北栄町土下123-1	1.72





凡例

- 1 花崗岩質岩石
- 2 砂がち堆積物
- 3 砂丘砂
- 4 砂礫堆積物
- 5 泥がち堆積物
- 6 流紋岩質岩石
- 7 礫がち堆積物

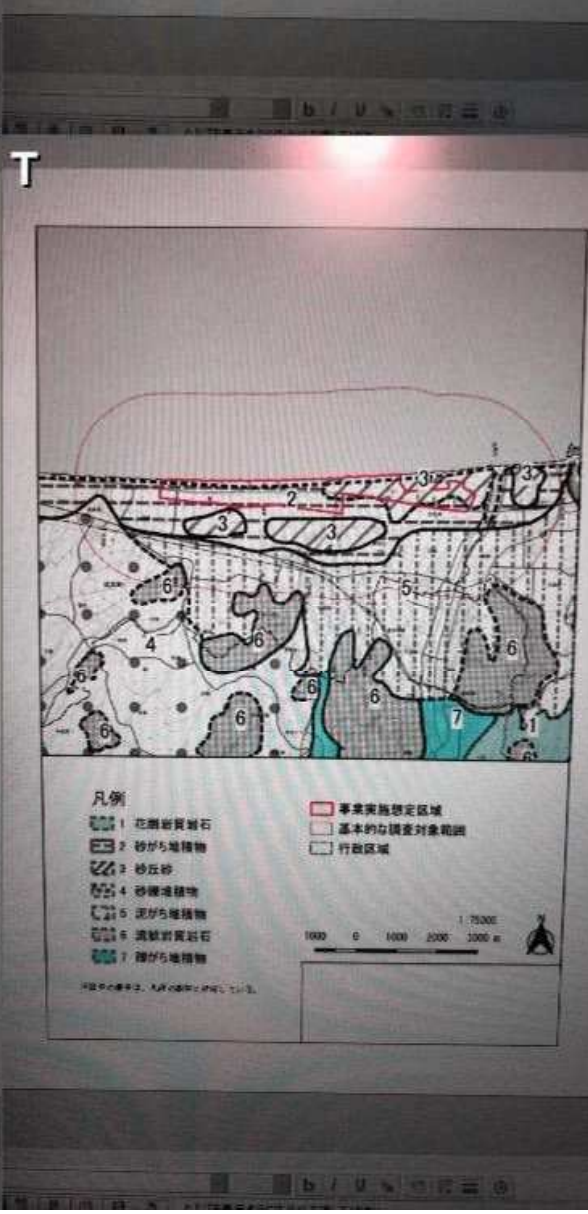
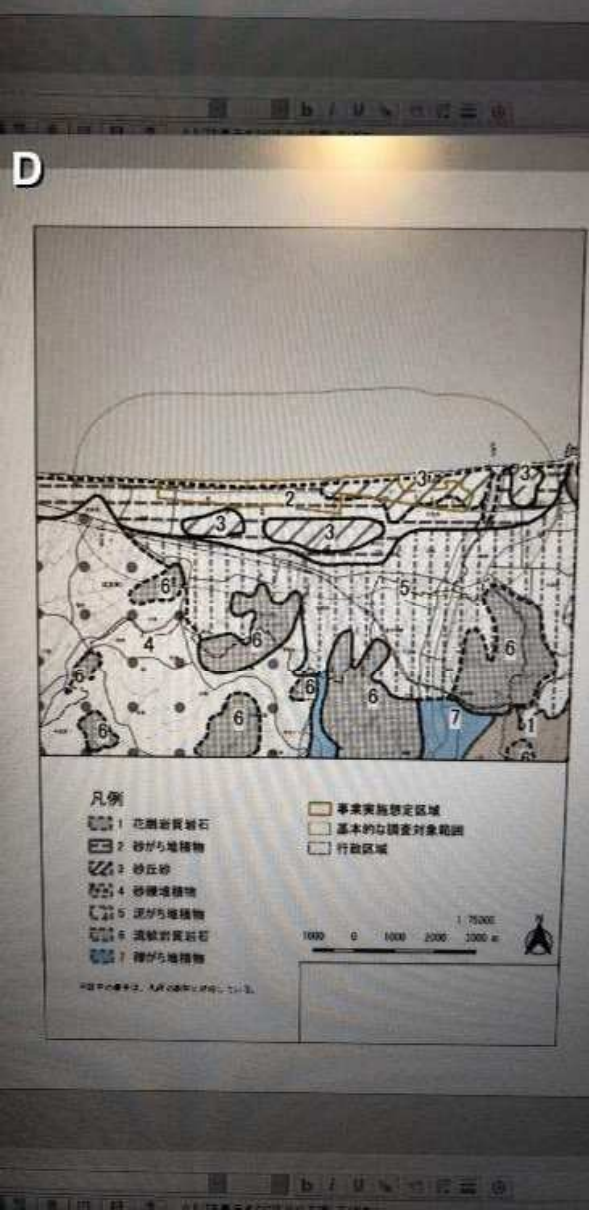
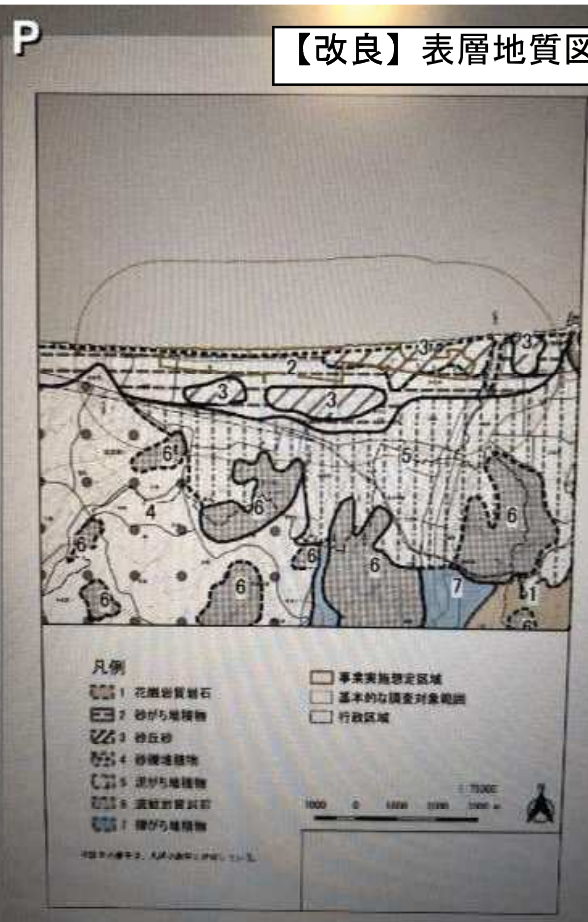
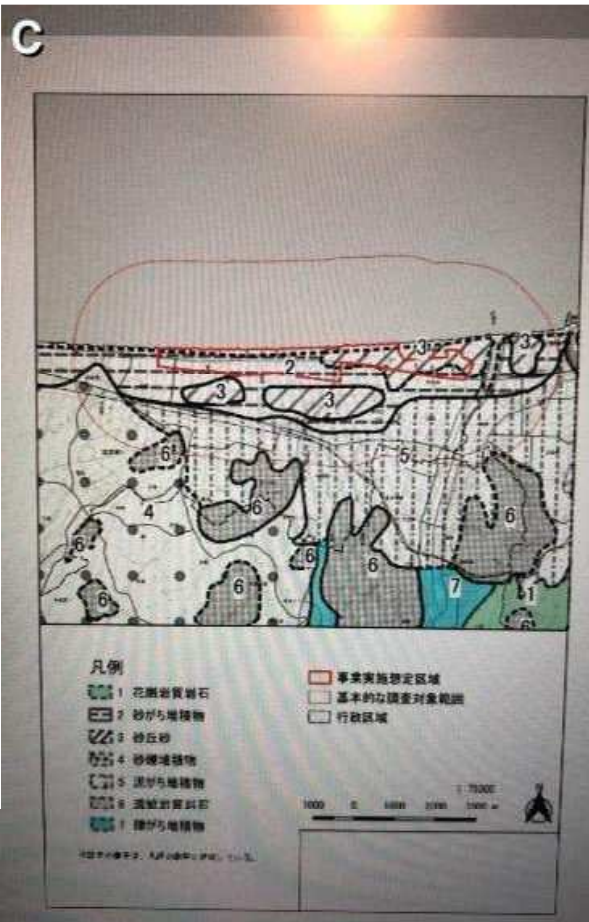
- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲
- 行政区域



表層地質図 (従来)



【改良】表層地質図見え方



『(仮称)北条砂丘風力発電所更新計画の計画段階環境配慮書』に対する  
意見・確認等(第1回審査会後)

令和2年8月3日/環境立県推進課

## 【総括的事項】

No.	意見の内容	意見の理由	事業者見解
1	風車の倒壊及びブレード破損等の万一の事故が起こった際でも、山陰道(北条道路)に影響が及ばないような位置を選定すること。 (環境立県推進課)	【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P20～24	ご意見を踏まえ、国土交通省と協議しながら、山陰道に影響が及ばないような離隔が確保できる適切な配置を検討します。
2	既設発電所の整備時の知見を踏まえ、工事・輸送計画及び保全措置について、現段階で可能な限り具体的な方法を検討した上で、環境影響について配慮すべき。(風車パーツを荷揚げする港湾の整備や仮置き場の設置等、既存の環境を大きく改変する可能性がある。) また、併せて並行して進んでいる山陰道(北条道路)の整備計画を踏まえた工事・輸送計画等の検討が必要。 (低炭素社会推進課)	【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P2-4(5)	1 点目のご意見については、既設風力発電所の知見を踏まえた、方法書では既設風力発電所の知見も踏まえた工事計画を記載いたします。 2 点目のご意見については、山陰道(北条道路)の整備計画についても、適宜国土交通省と協議を実施し、情報収集しつつ、当該計画の熟度を把握しながら、方法書において山陰道の計画を加味した工事・輸送計画の検討方針を整理し、更に、より計画熟度の高まる準備書段階で山陰道整備計画を踏まえた工事・輸送計画をお示しします。
2	県内では今年1月に風力発電所でブレードが折損する事故が発生しており、風力発電所の安全性については県民の関心が高まっている。風力発電所の開発・運営にあたっては、関係法令に基づき適切に実施するとともに、地域住民の安心・安全の確保に努めるようにしていきたい。 (低炭素社会推進課)	【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P2-4(5)	ご指摘のとおり、風力発電所の開発・運営にあたっては、関係法令に基づき適切に実施するとともに、地域住民の安心・安全の確保に努めます。
3	風車設置エリアの設定について、国道9号を挟んだ一定の範囲とはどう設定しているのか。(既設風車からは半径300mとあるが、9号より南はどのように設定したのか?) (星空推進室)	【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P2-4(5)	現況の風車配置を参考として、新設時の最大設置基数5基を一定離隔以上確保して配置した場合における、設置が考えられる最大の範囲として国道9号以北及び以南の風車設置エリアを設定しています。なお、国道9号以南におけるエリアの南限については、農道の線形に合わせて設定しています。
4	配慮が特に必要な施設の配置状況について、社会福祉施設に該当する施設対象の範囲について明らかにして、再点検をおこなうこと。 (星空推進室)	【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P3-95(121)	社会福祉施設については、再度見直しの上、方法書以降にて見直しの結果を反映いたします。

No.	意見の内容	意見の理由	事業者見解
5	地元住民や周辺事業者等に対し、本事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的に提供するとともに、関係者からの意見や要望に対し、十分な説明と誠意ある対応を行うこと。 (中部総合事務所 生活環境局)	大規模な工事であることから、住民等の注目度も高く、苦情等の発生の可能性も高いと考えられるため。 【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P4-1(180)	ご指摘のとおり、地元住民や周辺事業者等に対し、本事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的に提供するとともに、関係者からの意見や要望に対し、十分な説明と誠意ある対応を行います。
6	配慮書において工事実施による影響については、計画熟度が低いことを理由に調査・予測・評価の対象外とされているが、工事が比較的大規模であり、資材搬入ルートについても隣接自治体を含むなど、広範囲に影響があると考えられます。このことから、早急に事業計画の熟度を高め、計画段階環境配慮事項として改めて工事実施による環境影響に係る予測・評価を実施し、重大な影響の有無を確認すること。 (中部総合事務所 生活環境局)		ご意見を踏まえ、方法書段階では工事計画の熟度を高め、重大な影響の有無を把握するとともに、工事実施による環境影響に係る調査、予測・評価の手法を検討いたします。また、具体的に工事の影響評価については方法書以降に現地調査を実施した後、準備書段階でお示しいたします。

### 【大気室、騒音・低周波音、振動】

No.	意見の内容	意見の理由	事業者見解
1	住居のほか、学校、福祉施設など配慮が必要な施設が風車設置エリアの近い範囲に多数存在していることから、騒音や風車の影による影響が特に懸念されます。各施設に対する影響を十分に調査、予測し、環境への影響を回避又は最大限低減するとともに、重大な環境影響が予測された場合は設置基数の縮小も含め検討すること。 また合わせて、既存風車設置前後における騒音、振動等の環境の変化や、既存風車設置に係る地域住民からの相談や苦情等の状況について過去に遡って調査を行い、本事業計画に適切に反映すること。 (中部総合事務所 生活環境局)		1 点目につきましては、ご指摘のとおり、各施設に対する影響を十分に調査、予測し、環境への影響を回避又は最大限低減するとともに、配置検討や機種検討によって、重大な影響を回避できない場合には、設置基数の縮小も含め検討します。 2 点目につきましては、既存風車に関する On/off 調査の実施を検討しているところであり、この結果や過去の苦情状況等を参考にしながら、新設風車による騒音の変化影響の予測評価及び配置計画に反映させる計画です。また、本計画にあたって、各区の住民代表と有識者を交えた風力発電設備の更新検討会を設置しており、検討会の場を活用して既設風車に係る率直なご意見(苦情等)を頂戴し、事業に反映いたします。
2	使用する建設機械について、『可能な限り』低騒音型、低振動型を用いとされているが、使用する建設機械の種類・規模において環境配慮型が設定されているのであれば、環境配慮型を使用するべきであると考えます。 (中部総合事務所 生活環境局)	限定条件の定義が不明であり、機材手配、予算等の理由でも環境配慮型の機材を使用しない可能性があるように読める。 【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P2-23(24)	ご指摘を踏まえ、使用する建設機械の種類・規模において環境配慮型が設定されている場合は環境配慮型を使用する方向で検討します。

【地形・地質】

No.	意見の内容	意見の理由	事業者見解
1	天神川の氾濫想定は平成28年6月に公開されているが、これは中部地震発生前であり地震の影響は考慮されていないと考えられる。 県管理等が平成30年に公開されているので、地震後に地盤がどの程度沈下しているのかを確認して、それを考慮して設計を行った方がよい。 (梶川委員)	※ 審査会で出た意見の【その他】3に関する意見	情報をご提供いただき、ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、地震後の地盤沈下の状況を考慮しつつ、風車基礎等の計画、設計を検討します。
	保安林区域における計画配慮事項について ・出力拡大に伴い、1基あたりの保安林作業許可面積が0.05haを超える場合は、保安林解除が必要となる。 ・本地域の保安林は、海岸に近接した林帯幅250m未満の保安林のため、解除における級地区分上、1級地となる。 ・1級地の保安林は、原則として解除は不可。 ・農山漁村再エネ法に基づく基本計画等が策定されている場合は、用地事情に係る「その地域における公的な各種土地利用計画に即したものに該当すると考えられ、解除できる可能性はある。 (森林づくり推進課)	「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」に基づく 12 林野治第790号 平成12年4月27日 農林水産事務次官から各都道府県知事あて 【最終改正】:平成29年3月29日 28 林整治第2531号	保安林については直接的な改変を極力避けるように配置検討を行います。やむを得ず改変が保安林区域内に及ぶ場合には、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」に基づき、鳥取県関係課など関係機関と調整協議を実施し、適切に対応いたします。

【動物・植物・生態系】

No.	意見の内容	意見の理由	事業者見解
1	聞き取りを行ったNPO団体、又は県博物館等は記載内容を確認されていますでしょうか。 (緑豊かな自然課)	記載が開き取りを行った者の意図していない結論になっている場合もあることから、確認が必要と考えます。また、動物・植物とも記載された種が多岐にわたっていることから、複数の専門家の視点で確認を行った方がよいと考えます。	ヒアリングを行ったNPO団体には、議事録の内容をご確認いただいております。 また、方法書作成にあたっては、ご指摘を踏まえ、鳥類や植物以外の専門家等にもヒアリングを実施します。
2	天神川河口にコアジサシの繁殖地があります。繁殖期の4月下旬から7月上旬にかけて設置工事や解体工事に関係して河口を利用する場合は、繁殖に及ぼす影響が最少となるよう配慮をお願いします。 (緑豊かな自然課)	【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 動物・植物・生態系に係る記載 近年では県内で最大のコアジサシの繁殖地であり、自然保護団体が県の補助金を活用しながら繁殖促進のための活動を長く実施されている場所であることから、工事の影響が最少となるよう配慮が必要と考えられます。	ご指摘を踏まえ、日本野鳥の会の鳥取県支部と情報交換しつつ、例えば、繁殖期に留意した工事計画を立案するなど、天神川河口のコアジサシ繁殖地への影響が最少となるようにいたします

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

No.	意見の内容	意見の理由	事業者見解
1	実施想定区域に鳥取県景観計画に基づく景観重点区域のエリアが含まれているため、主要な眺望景観のほか、実施想定区域周辺の近傍地にも調査地点を置いて予測及び評価の実施を検討してください。 (住まいまちづくり課)	国道9号線沿いには沿道海浜景観形成重点区域の北条砂丘景観形成区域が設定されているため、砂丘等の景観形成に支障とならないよう、景観予測については、地域の主要な眺望点以外に、実施想定区域周辺の近傍地域で日常的に利用されている場所、民家が集積している地区や道路等からの視覚的变化を調査し評価することも必要なためです。  【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P232～	ご指摘を踏まえ、方法書以降においては、実施想定区域周辺の近傍地にも調査地点を置いて予測及び評価の実施を検討します。 また、審査会でご指摘のあった青山剛昌ふるさと館についても調査地点の対象といたします。
2	景観法、鳥取県景観形成条例及び鳥取県景観計画を踏まえ、景観に配慮してください。 (住まいまちづくり課)	北条砂丘の景観への影響を回避または低減するためには、景観法、鳥取県景観形成条例及び鳥取県景観計画を踏まえ検討することが必要なためです。  【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 P232～	ご指摘を踏まえ、景観法、鳥取県景観形成条例及び鳥取県景観計画を踏まえ、風車配置や塗色等、景観に配慮します。

【廃棄物】

No.	意見の内容	意見の理由	事業者見解
1	今後の手続きにおいて、既存施設の解体・撤去や建設工事等に伴う環境負荷を適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえた環境保全措置を検討することを求める。また、解体工事、建設工事及び施設の供用に伴い発生する廃棄物は、関係法令に基づき可能な限り有効利用に努め、適正な処理を実施することを求めます。 (循環型社会推進課)		ご指摘を踏まえ、方法書において調査方針等を整理の上、準備書段階において、既存施設の解体・撤去や建設工事等に伴う環境負荷を適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえた環境保全措置について記載します。 また、解体工事、建設工事及び施設の供用に伴い発生する廃棄物は、関係法令に基づき可能な限り有効利用に努める計画を検討し、適正に処理します。

【その他】

No.	意見の内容	意見の理由	事業者見解
1	<p>今後、風力発電機の設置個所が正確になった段階において、地下の埋蔵文化財の有無について、北栄町教育委員会生涯学習課と協議が必要です。</p> <p>また、今回提示されている「事業実施想定区域」は、山陰道(北条道路)の工事計画エリアと重複している可能性があります。このため、埋蔵文化財の有無の観点からも、発電所計画と山陰道(北条道路)開発事業との間で、十分な調整が必要です。既に山陰道(北条道路)の工事に先立って、地下の埋蔵文化財の有無を調べるためのボーリング調査を実施しており、その結果を参考にすべきと考えます。(とっとり弥生の王国推進課)</p>	<p>文化財保護法第93条、94条</p>	<p>1 点目につきましては、ご指摘のとおり、風力発電機の設置位置が概ね決定した段階において、北栄町教育委員会生涯学習課と協議し、地下の埋蔵文化財の有無を確認します。</p> <p>2 点目につきましては、山陰道(北条道路)の工事計画エリアと重複している可能性があるとのご指摘を踏まえ、国土交通省との間で、埋蔵文化財の有無の観点からも十分な調整を行います。また、既に山陰道(北条道路)の工事前に実施されているボーリング調査の結果等についても情報交換を行い、事業計画を検討する上で参考にいたします。</p>
2	<p>事業の実施に当たっては、事前に町の農振法担当課と十分協議すること。 (経営支援課)</p>	<p>・事業実施想定区域は農業振興地域であり、その大部分が町が指定する農用地となっている。 ・風車の設置にあたっては、農用地除外および農地法に基づく農地転用が必要となる。</p> <p>【意見の対象となる配慮書のページ・行等】 p170 (3)その他の法令等 ⑤農業振興地域の整備に関する法律</p>	<p>ご指摘を踏まえ、事業の実施に当たり、事前に町の農振法担当課である北栄町農業委員会事務局と十分協議を行います。</p>

(仮称)北条砂丘風力発電所更新計画計画段階環境配慮書に対する知事意見案について

令和2年8月3日

環境立県推進課

<知事意見案のポイント>

①住民への対応

- ・地元住民に積極的に情報提供するとともに、意見や要望に対して十分な説明と誠意ある対応を行うこと。

②施設の安全性について

- ・風車の倒壊及びブレードの破損等万が一の事故が発生した際でも、山陰道(北条道路)に影響が及ばないような位置を選定すること。
- ・風車製造時の品質情報をしっかり把握し、施設稼働後は、適切な維持管理のもと安全な稼働を徹底し、安心安全の確保に努めること。

③環境への配慮事項について

- ・既設風車による騒音等の環境影響をしっかりと把握し、方法書以降の環境予測に反映すること。
- ・事業の詳細な位置、設置工事の影響について、方法書では記載すること。
- ・令和8年度に完成予定の山陰道(北条道路)の工事と関連した影響についても、調査・予測及び評価をすること。
- ・周辺には天神川河口のアジサシの営巣地、北条砂丘の重要な海岸植生等が存在するため、周辺動植物の保全対策について十分かつ慎重に検討すること。
- ・青山剛昌ふるさと館など観光客が周遊したり、地元住民が慣れ親しんでいる場所等についても身近な眺望点として選定し、景観の調査、予測及び評価を行うこと。
- ・津波や大雨による冠水等、災害を想定し対策を検討すること。

<知事意見案詳細は別紙のとおり>

## 別紙

<知事意見案> ()内は意見者を記載しています。

### 1. 総括的事項

- (1) 地元住民や周辺事業者等に積極的な情報提供をするとともに、意見や要望に対して十分な説明と誠意ある対応を行うこと。(低炭素社会推進課、環境立県推進課、中部総合事務所生活環境局)
- (2) ホームページ等による積極的なデータ開示を行うと共に、客観性のあるデータを用いてわかりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の醸成に努めること(環境立県推進課)
- (3) 環境影響評価図書については、縦覧期間が終了した後も、町のホームページ、及び「環境影響図書の公開について」(平成 30 年 3 月 30 日付け環政評発第 1803305 号)に基づき、環境省のホームページで継続的に公開すること。(環境立県推進課)
- (4) 風車の倒壊及びブレード破損等の万一の事故が起こった際でも、山陰道(北条道路)に影響が及ばないような位置を選定すること。(環境立県推進課)
- (5) 事業開始後は、ブレード点検等適切な設備の保守管理を行い、施設の安全な稼働を徹底するよう求める。また、製造時の品質情報をしっかりと把握し、施設の建設時及び維持管理に確実に反映するなど、地域住民の安心・安全の確保に努めること。(低炭素社会推進課)
- (6) 事業の詳細な位置、工事の影響等について、方法書への適切な記載をすること。(佐野会長)
- (7) 既設の風力発電施設等の設置・稼働による環境影響について適切に把握すること。また、施設の大型化に伴い周辺環境への影響も大きくなることを踏まえ、配慮段階において収集した情報や環境保全の見地からの意見等を適切に更新計画に反映させること。(西村委員、増本委員)
- (8) 既設の風力発電施設等の撤去跡地、既存の管理道、送電線等を利用する等、各環境要素への影響を可能な限り回避・低減する事業計画となるよう最大限努力すること。(環境立県推進課)
- (9) 令和 8 年度に完成予定の山陰道(北条道路)の設置及びその工事を要因とした影響等、事業実施に係る各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標等、不確実な事項も整理し適切に設定するとともに、輸送計画等についても十分に検討し、これらの設定根拠等について方法書への詳細な記載をすること。(星空環境推進室、低炭素社会推進課)
- (10) 基数が 9 基から 4~5 基に削減されることに伴い環境負荷を低減できる面もある一方で、単機の出力、高さも大型化することから、騒音・低周波音、景観、渡り鳥等に対する適切な調査・予測・評価の実施すること。(増本委員)
- (11) 今後の事業計画の検討の過程で、重大な環境影響が確認された場合は、事業規模、基数の縮小を含めた計画の見直しを検討すること。(環境立県推進課、中部総合事務所生活環境局)
- (12) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。(環境立県推進課)
- (13) 環境影響評価の実施に当たっては、海外を含めた最新の知見や事例、専門家の意見を参考にした上で、地域の実情や特性に応じ、調査、予測及び評価を行うこと。(佐野会長)
- (14) 耐用年数が 17 年の事業計画となるため、長期にわたる環境影響を考慮して検討すること。(梶川委員)

### 2. 個別的事項

#### (1) 騒音・低周波音

- (ア) 事業計画の検討に当たり、騒音の影響範囲を拡げての検討や住居等との距離の十分な確保、低騒音型の機種を選定などにより、可能な限り影響を回避・低減すること。(正岡委員、星空環境推進室)
- (イ) 既設の風力発電施設の残留騒音と風車騒音を計測し、現状を把握するとともに、その結果に基づい



て新設風車の環境予測を実施すること。(西村委員)

- (ウ) 既設の風力発電施設に係る地元住民からの相談や苦情等の状況について過去に遡って調査を行い、本事業計画に適切に反映すること(中部総合事務所生活環境局)

## (2)地形・地質

- (ア) 事業実施想定区域の全域は自然景観資源である北条砂丘であることから、土地の改変量を最小限に抑え、自然環境への重大な影響を回避または十分に低減すること。(中村副会長、作野委員)
- (イ) 計画予定地に存在する海岸保全区域や飛砂防止保安林についても、適切な調査・予測及び評価を実施すること。特に民間事業者が事業主体となる場合は、保安林解除ができない事に留意すること。(河川課、森林づくり推進課)

## (3)風車の影・存在

- (ア) 風力発電施設の機種選定や配置等により、周辺の住居等に対する風車の影の影響を、可能な限り回避・低減すること。(増本委員、環境立県推進課)
- (イ) 山陰道(北条道路)の建設も踏まえ、道路交通に対する影響について、調査・予測及び評価を実施し、交通への支障が生じないよう配慮すること。(増本委員)

## (4)動植物生態系

- (ア) 天神川河口には砂州があり、アジサシ等の営巣地になっており、重要な動植物種への影響を回避・低減するよう保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。
- (イ) (梶川委員)砂浜の海岸植生は大変重要であり、適切な調査・予測及び評価を実施し、生態系が守られるよう検討すること。(須貝委員)

## (5)景観

- (ア) 主要な眺望点からの眺望景観の著しい妨げとなるような風力発電施設の配置を回避することや、北条砂丘の眺望に重大な影響を及ぼさないようにすること等、眺望の対象への影響を回避・低減すること。また、青山剛昌ふるさと館など地元住民が慣れ親しんでいる場所や近傍の住居についても身近な眺望点として選定し、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。(正岡委員)
- (イ) 人と自然との触れ合い活動の場については、地域住民や利用者及び自治体等の意見を聴き、これらの結果も踏まえて、調査・予測及び評価を行った上で、事業実施による影響を回避・低減すること。(正岡委員)
- (ウ) 事業予定地の一部が景観形成区域の重点区域となっている。現状をきちんと把握し検討するとともに、道路や住宅からの景観についても十分に配慮すること。(住まいまちづくり課)
- (エ) 航空障害灯については、巨像恐怖症の方への配慮した色にする等の対策を行うこと。(重田委員)

## (6)廃棄物

今後の手続きにおいて、既存施設の解体・撤去や建設工事等に伴う環境負荷を適切に調査、予測及び評価し、その結果を踏まえた環境保全措置を検討することを求める。また、解体工事、建設工事及び施設の供用に伴い発生する廃棄物は、関係法令に基づき可能な限り有効利用に努め、適正な処理を実施することを求める。(循環型社会推進課)

## (7)その他

- (ア) 事業計画地は天神川、北条放水路に挟まれており、洪水時には風車が浸水し、塗装が流出する等の可能性があることから対策を検討すること。(梶川委員)
- (イ) 津波の影響も懸念されるため、天神川の氾濫想定を最新のものにすること、風車の基礎を堅固なものにする等、万が一の災害時への対策を念頭に入れて検討すること。(梶川委員)
- (ウ) 地盤沈下に関して、平成 28 年の鳥取県中部地震後の地盤がどの程度沈下したか考慮して詳細な事業計画を検討すること。(梶川委員)
- (エ) 学校・病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設について、その施設数を正確に把握するとともに、その内訳についても方法書で適切に記載すること。(星空環境推進室)
- (オ) 地図等について、図面に記載された文字を大きくすることや、色弱者でも判別できる色合いにする等、見やすいものとなるよう要望する。(増本委員)
- (カ) 風力発電の設置箇所が正確になった段階で、地下の埋蔵文化財の有無について確認すること。(とっとり弥生の王国推進課)